

(委員会定例会資料)

## 長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

### 1 改正の理由

県立高等学校の学科の改編に伴い、長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）について所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

別表第1（第2条関係）の改正

(1) 学科の改編に伴う改正（平成30年6月14日 第1039回長野県教育委員会定例会決定）

学 校 名	課 程	学 科
長野県長野工業 高等学校	全日制	機械科、電気科、工業化学科、情報技術科、土木科、 建築科、環境システム科、 <u>機械工学科</u> 、 <u>電気電子工学科</u> 、 <u>物質化学科</u> 、 <u>情報工学科</u> 、 <u>土木工学科</u> 、 <u>建築学科</u>

### 3 施行期日

平成31年4月1日

長野県教育委員会規則第 号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（案）

長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県長野工業高等学校の項中 「 環境システム科 」 を

「  
環境システム科  
機械工学科  
電気電子工学科  
物質化学科  
情報工学科  
土木工学科  
建築学科  
」  
に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課